平成２２年（フ）第６４１号
札幌市東区東苗穂13条３丁目21番15号
債務者　浅越　一樹
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
北海道室蘭市白鳥台３丁目29番３―502号
債務者　山本みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
北海道伊達市舟岡町24番地77　ランディック21―101号
債務者　井上多貴子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
北海道伊達市舟岡町144番地６　にれの木団地５―206号
債務者　合田　千春
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
北海道白老郡白老町萩野339番地の105
債務者　風間　勝利
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２号
北海道留萌市潮静１丁目５番地の25
債務者　笠原　信昭
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第３号
北海道留萌市潮静１丁目５番地の25
債務者　笠原　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第１１６号
岩手県一関市山目字中野204番地１　アネックスM102、旧住所岩手県一関市関が丘78番地２　市営関が丘アパート６―135
債務者　佐藤　早香
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３６号
盛岡市下太田下川原161番地48
債務者　畠山千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４７号
盛岡市上堂２丁目２番26号　コーポ細田106号
債務者　大牟田美幸
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１号
岩手県奥州市衣川区瀬原西浦20番地１
債務者　加藤　良昭
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１１１号
埼玉県行田市矢場１丁目５番40号
債務者　野村アヤ子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７３０号
新潟市北区早通北５丁目１番34―43号
債務者　川崎　晋治
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
新潟市北区早通北２丁目12番23号
債務者　増井　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９号
新潟県五泉市土深17番地２
債務者　山崎　直美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
新潟市江南区西山544番地
債務者　細道奈々子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
新潟市東区藤見町１丁目１番１号　県営藤見町住宅503号
債務者　高橋　雄一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６号
岐阜県恵那市大井町162―１　神谷ビル203、住民票上の住所岐阜県恵那市山岡町釜屋157番地
債務者　水野　容子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部